

○総務省告示第二百八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

第一項第二号(一)の表中「〇・〇〇一ワット」を「〇・一ワット」に、「〇・〇一ワット」を「一ワット」に改め、同号(二)の表中「〇・〇〇一ワット」を「〇・一ワット」に改め、同項第五号(一)の表及び(二)の表中「〇・〇一ワット」を「一ワット」に改める。

第二項第五号の表に次のように加える。

注 占有周波数帯幅が六四kHzを超え二三〇kHz以下の無線設備であつて、空中線電力が〇・〇〇〇

一ワット以下のものにあつては、単信方式又は同報通信方式による通信を行うことができる。

第三項中「（体内無線設備と体外無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。以下同じ。）」及び「（体内無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することを行う。以下同じ。）」を削り、同項第一号を次のように改める。

1 体内植込型医療用データ伝送用

電波の型式	周波数		空中線電力	備考
A-D、F-D又はG-D	四〇一MHzを超え 四〇二MHz以下又は 四〇五MHzを超 え四〇六MHz以下	四〇二MHzを超え 四〇五MHz以下	二五マイクロワ ット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式又は同報通信方式
				単向通信方式、単信方式又は複信方式の無線設備であつて、体内無線設備と体外無線制御設備又は受信設備との間で無線通信を行うものに限る。

注1 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する

無線設備にあつては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数範囲内にあること。

2 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数範囲内にあること。

3 空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。ただし、体内無線設備にあつては、人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力の値とする。

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

第一項に次の一号を加える。

11 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備の空中線であつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下、四四〇MHzを超え四七〇MHz以下及び一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

第二項の表注3を次のように改める。

3 四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するテレコントロール用（付随するデータ伝送を含む。）については、この表に規定する値にかかわらず、その送信時間を五秒とし、その送信休止時間を二秒とする。ただし、最初に電波を発射してから九〇秒以内の場合であつて、送信時間の総和が五秒以内のときは、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。この場合において、当該再送信の終了後における送信休止時間は

次のとおりとする。

- (1) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒以内の場合 二秒
- (2) 最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒を超える場合 その送信に要した時間の五分の二

第二項の表注10を次のように改める。

- 10 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
  - (1) 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。
  - (2) 電波を発射してから連続する六〇〇秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。

第三項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。）にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

第三項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものにあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

第四項第一号中「もの」の下に「又は一、二一六・五三七五MHz以上一、二一七MHz以下及び一、二五二・五三七五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの」を加える。

第六項第五号の表の注に次のように加える。

2 占有周波数帯幅が六四kHzを超え二三〇kHz以下の送信装置であつて、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの隣接チャネル漏えい電力は、この表に規定する値にかかわらず、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低いこと。

○総務省告示第二百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七第二号ただし書の規定に基づき、平成四年郵政省告示第三百二十三号（小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

本則に次の一項を加える。

六 空中線

○総務省告示第二百八十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号ハただし書の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第三百十四号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

第二項を次のように改める。

二 前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

- (1) 等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワット）の空中線電力を加えたときの値以上となる場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。
- (2) 送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。

第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 第一項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。



○総務省告示第二百八十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号ニのただし書の規定に基づき、平成十三年総務省告示第九十号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ニのただし書の規定により、同号ニ本文の規定を適用しない無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

本則に次の一項を加える。

三 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下、四四〇MHzを超え四七〇MHz以下及び一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

○総務省告示第二百八十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

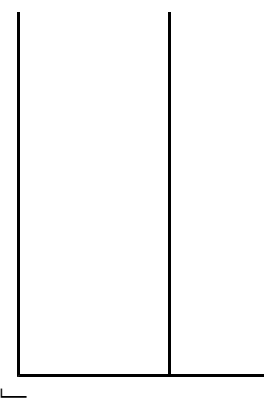
総務大臣 新藤 義孝

表中

<p>六 402MHz を超え405MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</p>	<p>300 kHz</p>
<p>六 401MHz を超え402MHz 以下又は405MHz を超え406MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</p>	<p>100 kHz</p>
<p>六 402MHz を超え405MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</p>	<p>300 kHz</p>

を

に改める。



表に次のように加える。

注 告示第42号第2項第5号のうち、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、この表の規定する値にかかわらず、230k Hzとする。

○総務省告示第二百八十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

第二項の表中

313.625MHz z		312MHz z から 315.25MHz z まで	
313.625MHz z		312MHz z から 315.25MHz z まで	
401.5MHz z		401MHz z から 402MHz z まで	
403.65MHz z		403.5MHz z から 403.8MHz z まで	
403.65MHz z		403.5MHz z から 403.8MHz z まで	
405.5MHz z		405MHz z から 406MHz z まで	

--	--	--

└

に改める。

○総務省告示第二百八十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号22の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

第三項を第四項とし、第二項中「（前項）」を「（第一項）」に改め、同項の表注1中「体表面」を「人体部位の表面」に改め、同表注2中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

二 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の搬送波から（±）五〇kHz以上の周波数	搬送波電力より二〇デシベル以上低い値

四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数	等価等方輻射電力が一ナノワット以下
一GHzを超える周波数	等価等方輻射電力が一マイクロワット以下
その他の周波数	等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下

注1 体内無線設備の不要発射の強度の許容値は、人体部位の表面において輻射される電力の値であること。

2 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、前項の注の表を適用する。

○総務省告示第二百八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

表四の項中「402MHzを超え405MHz以下」を「401MHzを超え406MHz以下」に改め、同表中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 426.0375MHzを超え426.1125MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号第1項第2号（二）のものうち、占有周波数帯幅が12kHz以下のもの	10 (10 <sup>-6</sup> )
---	------------------------



○総務省告示第二百九十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第十七項の規定に基づき、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を次のように定める。

なお、平成十七年総務省告示第八百六十九号（四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件）は、廃止する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、等価等方輻射電力が四ナノワット以下であること。ただし、体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態において使用される無線設備の受信装置の副次的に発する電波の限度は、人体部位の表面において輻射される電力が四ナノワット以下であること。

○総務省告示第二百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第三号ハただし書の規定に基づき、同号ハただし書の体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第三百六十三号（無線設備規則第四十九条の十四第二号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

一 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備のうち、単一チャネルのもの

項目	条件
一 空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。
二 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇〇回以内であること。 ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信に

あつては、この限りでない。

二 四〇三・五MHzを超え四〇三・八MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備

項目	条件
一 空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が一〇〇ナノワット以下であること。
二 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が一〇・三六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇回以内であること。 ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。